



東温市公告第5号

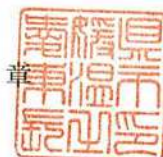
森林経営管理制度における経営管理集積計画の策定に関する公告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年2月12日

東温市長 加藤



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 R2 東 1	東温市樋口乙 34	52-30	山林	1.88	6 年	
	東温市樋口乙 56	52-52	山林	1.34	6 年	
	東温市樋口乙 58	52-54	山林	1.10	6 年	
	東温市樋口乙 59	52-55	山林	0.45	6 年	

2 縦覧場所

東温市農林振興課、東温市ホームページ

3 経営管理権

本公告により、東温市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。